おとな版

アンケートでいただいた声を、条例の概要案に反映しています

水戸市では、こどもを中心としたまちづくりを進めるための条例づくりを進めています。令和 8 年 8 月から 9 月にかけて行ったアンケートには、小学生 3,910 人、中学生 2,211 人、高校生 988 人、未就学児の保護者 56 人、合わせて 7,165 人に回答いただきました。御協力ありがとうございました。

アンケートの結果を踏まえて、条例の概要として、具体的な内容の案をまとめました。この資料では、アンケートでいただいた声がどのように反映されたのかを、9 のテーマに分けて説明します。

条例の概要案は検討中のものです。今後、みなさんからの意見公募（パブリックコメント）などを経て、市議会で議論して決定していきます。

みなさんの意見を取り入れた 9 のテーマ

1	差別されず、平等であること	2 ページ
2	意見の表明と反映	3 ページ
3	こどもの権利を知る・広める	4 ページ
4	まち全体での見守り	4 ページ
5	挑戦の応援	5 ページ
6	安全・安心	5 ページ
7	大人の接し方	6 ページ
8	居場所	6 ページ
9	相談	7 ページ

1　差別されず、平等であること

アンケートの結果

・「自分のことが好きだ」と感じる人

小学生 75%　中学生 66%　高校生 69%

・特に大切にしてほしい権利の 1 位は、小学生・中学生・高校生とも「だれもが差別されず、同じように大切にされること」

小学生 52%　中学生 61%　高校生 49%

・高校生が「守られていない」と思う権利でも最多は「だれもが差別されず、同じように大切にされること」

高校生 31%

・自由記載の意見

「互いを理解し、偏見を持たずに過ごせるようにしてほしい」、保護者から「年齢の違うきょうだいが一緒に遊べる場所が少ない」といった声がありました。

条例案では

自分を守り、守られる権利　に反映しています

- 差別及び偏見を受けないことを、こどもの大切な権利とする。

共に過ごし、共に育つ環境の整備　に反映しています

- 市は、障害の有無、国籍、言語、文化その他の違いにかかわらず、こどもが共に過ごし、共に学び、及び共に育つことができる環境の整備に努めるものとする。
- 市は、こどもが利用する施設、公園、遊び場等が、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に利用することができるものとなるよう、その整備に努めるものとする。

特別なニーズがあるこども及びその家庭への支援　に反映しています

- 市は、こどもの人種、国籍、性別、性的指向、性自認、障害の有無その他の多様性が尊重されるよう、偏見及び差別をなくすための理解の増進に努めるものとする。

こどもを支える主体によるこども・子育て施策への取組等　に反映しています

- 市だけでなく、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、それぞれの立場において、こども・子育て施策に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施するこども・子育て施策に協力するものとしています。

2 意見の表明と反映

アンケートの結果

・大人が意見を「聞いてくれる」と答えた人と、意見を「言いやすい」と答えた人

聞いてくれる

小学生 85% 中学生 94% 高校生 92%

言いやすい

小学生 85% 中学生 86% 高校生 88%

・意見を言いにくい理由

周囲の反応が気になる

否定される・怒られると思う

うまく言葉にできない

言っても変わらない

・「こどもの意見を大人がきちんと聞き、尊重してくれること」を特に大切にしてほしいと答えた人

小学生 11% 中学生 27% 高校生 30%

・自由記載の意見

「こどもの意見を市の取組に取り入れてほしい」「政治に関わる場面でも意見を取り上げてほしい」といった声がありました。

条例案では

意見を表明し、社会に参加する権利　に反映しています

- 自分の意見を表すことができ、それが尊重されることを、こどもの大切な権利とする。
- 意見を表し、社会に参加する機会が確保されることを、こどもの大切な権利とする。
- 意見を表明するために、必要な情報の提供その他の必要な支援を受けられることを、こどもの大切な権利とする。

こどもの意見の尊重及び反映　に反映しています

- 市は、こども・子育て施策を実施するに当たっては、当該施策の対象となるこども、こどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取するとともに、これを尊重し、及び適切に反映するものとする。
- 市は、前項の規定により意見を聴取したときは、その結果について、こどもに分かりやすい方法で情報の提供を行うものとする。

こどもの社会参加の促進　に反映しています

- 市は、こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、市政その他の地域における課題について意見を表明し、及び関与することができる機会を設けるよう努めるものとする。

こどもを支える主体によるこども・子育て施策への取組等　に反映しています

- 市だけでなく、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、それぞれの立場において、こども・子育て施策に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施するこども・子育て施策に協力するものとしています。

3 こどもの権利を知る・広める

アンケートの結果

・「こどもの権利」という言葉を聞いたことがあると答えた人

小学生 35% 中学生 36%

・「詳しく知っている」「知っている」と答えた人

高校生 26% 保護者 36%

・知ったきっかけの 1 位は「学校」

小学生 41% 中学生 60% 高校生 69%

条例案では

こどもによる自分及び他者の権利の尊重　に反映しています

- こどもは、こどもに保障される権利について知り、自分を大切にするとともに、他者を大切にする思いやりの心を持ち、他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

こどもの権利に関する学習の機会の提供　に反映しています

- 市は、こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、自らの権利について理解し、及び他者の権利を尊重することを学ぶことができるよう、育ち学ぶ施設等と連携し、その学習の機会の提供に努めるものとする。

広報及び啓発　に反映しています

- 市は、こどもが権利の主体であることその他のこどもの権利について、こども、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民の理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

こどもを支える主体によるこども・子育て施策への取組等　に反映しています

- 市だけでなく、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、それぞれの立場において、こども・子育て施策に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施するこども・子育て施策に協力するものとしています。

4 まち全体での見守り

アンケートの結果

・こどもの声（泣き声・遊び声）やこども連れに対して、地域は温かいと感じるか（保護者）

感じる 66% 感じない 34%

・悩みを話せる人に「近所の人・地域の人」を挙げた人

小学生 6% 中学生 3% 高校生 2%

・自由記載の意見

保護者から「病院でこども連れが『うるさい』と言われた。公共施設やお店でも気兼ねなく過ごせる空間を、まち全体でつくってほしい」、高校生から「若者だからと地域で軽く見ないでほしい」といった声がありました。

条例案では

まち全体でのこどもの見守り　に反映しています

- 市、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、こどもをまち全体で温かく見守り、及び育むことを共通の認識として有するものとする。
- …こどもがのびのびと育つ過程で生じるにぎやかさ及び活力を社会の豊かさとして受け入れ、こどもが安心して過ごすことができる環境の確保に努めるものとする。

事業者の責務　に反映しています

- 事業者は、その事業活動を通じて、…こどもに関する取組及びこどもの主体的な活動に協力するよう努めるものとする。

市民の責務　に反映しています

- 市民は、こどもの権利について理解を深めるとともに、身近なこどもを見守り、支援することにより、こどもが安全に、かつ、安心して生活することができる地域づくりに努めるものとする。

5 挑戦の応援

アンケートの結果

・「もっと意見を聴いてほしい」ことの１位（小学生・中学生）「自分のやりたいことや将来のこと」

小学生 62% 中学生 68%

・自分の将来に希望を持っていると答えた人

中学生 77% 高校生 77%

・自由記載の意見

「挑戦しているときは叱るのではなく、褒めたりアドバイスしたりしてほしい」「こどもの将来を悲観的に言わないでほしい」といった声がありました。

条例案では

豊かで健やかに育つ権利　に反映しています

・ 夢や希望を持ち、挑戦することを、こどもの大切な権利とする。

こどもたちの挑戦等の応援　に反映しています

・ 市、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、…多様な体験等の機会を提供し、こどもたちの主体的な学び及び挑戦を応援するとともに、失敗を受け入れて新たな挑戦へとつなげることができる環境の確保に努めるものとする。

6 安全・安心

アンケートの結果

・保護者が特に大切にしてほしい権利の１位「安心して生き、健やかに成長できること」

保護者 70%

・保護者が「守られていない」と思う権利の１位「安心して過ごせるまちであること」

保護者 45%

・自由記載の意見

保護者、中学生、高校生から、安全・防犯・交通に関する声がありました。

条例案では

安心して自分らしく生きる権利　に反映しています

・ 生命が守られることを、こどもの大切な権利とする。
・ 安全で安心して生活することができる場所があることを、こどもの大切な権利とする。

自分を守り、守られる権利　に反映しています

・ 犯罪、事故その他の危険な環境及び有害な情報から守られること。

こどもたちの安全・安心を守る取組　に反映しています

・ 市、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、…こどもが犯罪被害、性的搾取・虐待、有害な情報その他のこどもの健全な成長に有害な影響を及ぼすものにさらされ、又はこれらに関わることがないよう取り組まなければならない。

7 大人の接し方

アンケートの結果

・こどもが「もっと意見を聴いてほしい」こと

小学生

やりたいこと 62%　家での約束やルール 29%

中学生

やりたいこと 68%　家での約束やルール 43%

高校生

学校のこと 67%　やりたいこと 52%

・まわりのおとなに「大切にされている」と感じる人

小学生 90%　中学生 88%　高校生 94%

・自由記載の意見

中学生・高校生では「大人の接し方に関すること」が最も多く、決めつけない、ほかの人と比べない、「もう中学生」「まだ中学生」を都合よく使い分けない、といった声がありました。
「大切にされている」と感じるときは、「困ったときに助けてもらったとき」が最も多く、「食事・生活の世話」「一緒に過ごす時間」「話を聞いてもらえたとき」が続きました。

条例案では

安心して自分らしく生きる権利　に反映しています

- 個性が認められ、人格が尊重されることを、こどもの大切な権利とする。

こどもを養育する者の責務　に反映しています

- こどもを養育する者は、こどもの年齢及び発達の程度に応じてこどもの意見を尊重するとともに、こどもの最善の利益を考慮して養育し、…家庭環境を整えるよう努めるものとする。

育ち学ぶ施設の責務　に反映しています

- 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を尊重し、その侵害を防ぐための必要な措置を講ずるとともに、その運営に当たってこどもの意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めるものとする。

8 居場所

アンケートの結果

・家庭や学校以外に、安心して過ごせる場所が「ほしい」と答えた人

小学生 79%　中学生 80%　高校生 48%

保護者 84%

・「安心していられる場所」の１位

小学生「家」 58%

中学生「自分の部屋」 79%

高校生「自分の部屋」 79%

・自由記載の意見

「静かに過ごせる場所を」「Wi-Fi と電源のある勉強スペースを」「市民センターをもっと開放して」「天候に左右されない屋内の遊び場がほしい」といった声がありました。

条例案では

こどもの居場所づくり　に反映しています

- 市は、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民と相互に連携し、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。
- 市は、こどもの居場所づくりに当たっては、こどもが他者と交流することができる場のほか、こどもが一人で静かに過ごすことができる場を確保するよう努めるものとする。
- …不登校その他の事情により学校以外の場で学ぶことを必要とするこどものための学びの場及び家庭又は学校以外においてこどもが安心して過ごすことができる場について、その確保及び充実に努めるものとする。
- 市は、こどもが利用する市の施設について、こどもの意見を聴き、こどもが利用しやすいものとなるよう努めるものとする。

こどもを支える主体によるこども・子育て施策への取組等　に反映しています

- 市だけでなく、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、それぞれの立場において、こども・子育て施策に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施するこども・子育て施策に協力するものとしています。

9 相談

アンケートの結果

・悩みや困ったことを話せる相手

家族

小学生 82% 中学生 72% 高校生 74%

友達

小学生 59% 中学生 77% 高校生 80%

・電話・LINE 等の相談窓口を挙げた人

小学生 4% 中学生 4% 高校生 3%

・話せる人が「誰もいない」を選んだ人

小学生 4% 中学生 5% 高校生 4%

・自由記載の意見

「相談した内容を親に伝えないでほしい」「学校や家の端末は履歴が残るので相談しにくい」「どんな悩みでも『贅沢な悩み』と言わないでほしい」といった声がありました。

▶

条例案では

自分を守り、守られる権利　に反映しています

- 困っていることを相談し、及び助けを求めることができることを、こどもの大切な権利とする。

相談しやすい体制の整備　に反映しています

- 市は、こどもがその権利の侵害その他の困難について相談することができるよう、相談体制の充実を図るものとする。
- …こどもが利用しやすいものとなるよう、対面、情報通信技術の活用による方法その他の多様な手段及び匿名による相談方法の確保に配慮するものとする。

こどもを支える主体によるこども・子育て施策への取組等　に反映しています

- 市だけでなく、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、それぞれの立場において、こども・子育て施策に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施するこども・子育て施策に協力するものとしています。